

医学研究科における指導体制及び研究計画調書の審査に関する要領

平成 21 年 2 月 12 日制定

平成 25 年 6 月 12 日改正

平成 27 年 1 月 27 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

1. 学習及び指導の目的

- (1) 基礎・臨床研究における研究計画の立案及び遂行並びに研究結果の評価及び説明ができる能力を涵養することが学位の目的である。
- (2) 学位の目的を達成するため、複数の教員による指導体制を確立し、研究計画調書等に基づき研究の進捗状況を定期的に審査することにより、学位取得への過程を支援する。

2. 指導教員

- (1) 学生 1 人につき、指導教員を正 1 名、副 1 名以上配置する。
- (2) 指導教員は、公表された専門分野及び研究業績等をもとに、学生と分野責任者との協議により決定する。
- (3) 指導教員は、原則として当該学生が修了するまで同一教員とする。

3. 研究計画調書

学生は、指導教員の指導を得ながら、所定の期日までに学位論文に係る研究計画調書を作成し、審査を受けなければならない。

4. 審査時期等

- (1) 研究計画調書等に基づく研究の進捗状況の審査は、次のとおりとする。

[修士課程]

種 別	時 期
中間審査	1 年次後期
最終審査	2 年次後期

[博士課程]

種 別	時 期
初期審査	2 年次後期
中間審査	3 年次後期（早期課程修了申請予定者にあつては、遅くとも 12 月中）
最終審査	4 年次後期

- (2) 最終審査は、5 に定める審査委員による予備審査、最終試験及び研究科委員会による学位審査から成る。
- (3) 初期審査及び中間審査は、医学研究科教務委員会（以下「教務委員会」という。）が所管し、最終審査は医学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が所管する。
- (4) 教務委員会及び研究科委員会は、その所管する審査に係る審査委員の選出、審査の運営、研究計

画調書等の管理をする。

5. 審査委員

- (1) 初期審査、中間審査及び最終試験の審査委員は、当該学生につき原則として主査1名、副査2名とする。
- (2) 修士課程の中間審査委員及び博士課程の初期審査委員は、本学大学院担当教員であって当該学生の指導教員以外の者とする。なお、主査及び副査1名は所属講座（学科）以外の者とする。
- (3) 博士課程の中間審査委員は、原則として当該学生の初期審査委員と同一人とする。
- (4) 最終試験の主査は、本学大学院担当教員の教授又は特任教授であって当該学生の分野責任者、指導教員、初期審査委員、中間審査委員及び当該学位論文の共著者以外の者とする。
- (5) 最終試験の主査として指名された者が止むを得ない事由により業務を遂行できない場合は、他の者を、その承諾を得て代替の委員として推薦するよう努めるものとする。
- (6) 最終試験の副査は、原則として初期審査委員及び中間審査委員である教員（講師以上をいう。以下本号において同じ。）のうちから1名、分野責任者、指導教員、初期審査委員及び中間審査委員以外の者のうちから1名を選出する。
- (7) 最終試験の審査委員の審査件数は、主査又は副査を問わず原則として1日につき5件以下となるよう教務委員会が調整する。

6. 審査方法

(1) 初期審査

ア 学生は、指導教員同席のもとで、研究計画調書等に基づき、研究の概要について口答で説明しなければならない。

イ 審査委員は、研究計画調書の妥当性を審査し、今後の研究の進め方について助言する。

(2) 中間審査

ア 学生は、指導教員同席のもとで、研究計画調書に基づき、研究の概要及び進捗状況について口答で説明しなければならない。

イ 審査委員は、研究計画調書、現在に至るまでの過程及び初期審査時の目標の達成度等を審査し、今後の研究の進め方について助言する。（初期審査時の目標の達成度は博士課程に限る）

ウ 中間審査において研究計画調書の目的が達成されたと認められた者は、最終審査を受けることができる。

(3) 最終審査

[予備審査]

ア 審査委員は、最終試験実施までに、配布された学位論文の内容について審査する。

[最終試験]

ア 学生は、研究計画調書、申請する学位論文の内容等に基づき、研究の概要及び結果について発表しなければならない。

イ 審査委員は、研究計画調書、現在に至るまでの過程、初期審査及び中間審査時の目標の達成度、学位論文の内容等に基づき審査する。

ウ 最終試験は、公開とする。

[研究科委員会による学位審査]

ア 研究科委員会は、最終試験の結果について審査をする。

7. その他

(1) この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(2) この要領の改廃は、研究科委員会の議を経て医学研究科長が行う。

附 則

この取扱い要領は、平成 21 年度入学者から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（審査委員の選出方法の変更等）

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（修士課程の追加、最終審査等の文言修正等）